

財務課税務班窓口における諸証明発行等手数料一覧

証明書の種類	手数料	備 考
固定資産 評価証明書	証明用紙 1 枚につき 300円	※本人以外の方が申請する場合は、委任状が必要となります。
固定資産 資産証明書	証明用紙 1 枚につき 300円	
固定資産 公課証明書	証明用紙 1 枚につき 300円	
納税証明書 ・固定資産税 ・軽自動車税 ・個人町県民税 ・法人町民税 ・国民健康保険税	証明用紙 1 枚につき 300円	
完納証明書 (町税に未納がないことの証明書)	証明用紙 1 枚につき 300円	
所得課税証明書	1 通につき 300円	
非課税証明書	1 通につき 300円	※本人以外の方が申請する場合は、委任状が必要となる場合があります。
住宅用家屋証明書 (租税特別措置法)	1 件につき 1, 300円	
証明願	1 件につき 300円	※本人以外の方が申請する場合は、委任状が必要となります。
固定資産課税台帳等閲覧	1 件につき 300円	※本人以外の方が閲覧する場合は、委任状が必要となります。
軽自動車税の標識の再交付手数料	1 件につき 250円	
納税証明書 (軽自動車 : 車検用)	無 料	
土地台帳の閲覧	1 回につき 300円	
公図の閲覧	1 回につき 300円	※コピーが必要な場合は、枚数に応じてコピー代がかかります。

【注意事項】

1. 「備考」欄に「委任状必要」とあるものは、窓口に来られる方と申請者が異なる場合に、委任状が別途必要となるものであります。委任状の様式は、町ホームページよりダウンロードをすることができますのでご利用ください。また、役場窓口でも配布いたしますのでお気軽にお申し付けください。
2. 各種証明書等を郵便により請求する方は、諸証明交付申請書（申請書の様式は、町ホームページよりダウンロードすることができます。）に手数料分の定額小為替証、返信用封筒（切手を貼付し、宛名を記載したもの）を同封し、下記に送付してください。

〒981-0215

宮城県宮城郡松島町高城字帰命院下-19番地の1
松島町財務課税務班 宛